

令和8年3月10日 美郷町農業委員会会議録

令和8年3月10日午後1時30分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定廣	11番	齋藤	美由木
2番	継田	竜也	12番	高橋	国広
3番	高橋	広樹	13番	佐々木	竜孝
4番	奥山	秀治	14番	加藤	堅之助
6番	深田	秋彦	15番	高橋	秀行
7番	山田	貞子	16番	細井	千代文
8番	高橋	孝人	17番	高橋	正尚
10番	深沢	靖			

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

5番	小西	嘉之
9番	高橋	一平

欠席者 2名

1. 出席事務局職員

局 長	加 藤 隆 輝
農地調整班長	高 橋 絹 子
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について |
| 第 2 | 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地
利用集積等促進計画の策定について（要請） |
| 第 4 | 議案第 7 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて |
| 第 5 | 議案第 8 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）
に対する意見について |

会長 高橋 正尚 午後 2 時 0 7 分本委員会の閉会を告げた。

令和8年3月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和8年3月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 閉 会 午後2時07分
5. 議事録署名委員 13番 佐々木 竜 孝
14番 加 藤 堅之助

- 議 長 それでは、ただ今から令和8年第3回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、13番、佐々木委員、14番、加藤委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第5号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第5号、申請番号17番から申請番号36番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号17番、千畑地区の田1筆、966㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から遠く、耕作不便になっておりました。また、受人の所有地に囲まれた中にあり、自家用野菜を栽培するため取得するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号18番、千畑地区の田3筆、畑1筆、計4,833㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は兄弟です。渡人は県外在住で、体調も思わしくないため、弟へ贈与するものです。
申請番号19番、千畑地区の田1筆、137㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。
渡人は県外在住で農地を手放したく、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号20番、仙南地区の田2筆、247㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者はこれまでも貸し借りをしていましたが、合作地を解消するため売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号21番、仙南地区の田1筆、563㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地解消のためです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号22番、千畑地区の田3筆、3,303㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から遠く耕作不便のため、隣地を耕作している親戚の受入へ譲渡するものです。両者の話し合いにより対価はありません。

申請番号23番、仙南地区の田21筆、畑1筆、計27,664㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で後継者へ贈与するものです。

申請番号24番、六郷地区の田4筆、21,229㎡、渡人は〇〇〇、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業で、令和2年に〇〇〇さんから秋田県農業公社へ所有権移転した農地で、10年償還中ですが、繰り上げ償還し、受入へ所有権を確定させるものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、使用貸借権です。

申請番号25番、千畑地区の田2筆、12,751㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。法人との農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は息子さんが耕作するため、使用貸借するものです。期間は10年間です。

申請番号26番、六郷地区の田34筆、77,077.26㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。

申請番号27番、六郷地区の田2筆、5,798㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。

申請番号28番、仙南地区の田12筆、畑2筆、計30,121.51㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の娘さんの夫で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。

申請番号29番、仙南地区の田8筆、畑2筆、計22,585㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号30番、千畑地区の田2筆、2,374㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号31番、六郷地区の田4筆、6,233㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号32番、仙南地区の田8筆、17,530㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。

以下3件の受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号33番、仙南地区の田5筆、10, 175㎡、渡人は〇〇〇さんです。基盤強化法の利用権設定の期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。

申請番号34番、仙南地区の田2筆、16, 209㎡、渡人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。

申請番号35番、仙南地区の田5筆、21, 290㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人は高齢のため経営規模を縮小したく、近隣で耕作している受人に耕作をお願いするものです。

申請番号36番、仙南地区の田4筆、9, 636㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号17番から申請番号36番までの20件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第5号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号17番から申請番号36番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号17番から申請番号36番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号17番から申請番号36番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第5号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第6号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第6号、申請番号289番から申請番号322番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに公社特例事業による所有権移転です。

以下16件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は3月31日です。

申請番号289番、千畑地区の田2筆、7, 789㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんと〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、県外在住のため農地を手放したく、売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号290番、千畑地区の田4筆、11, 715㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんで

す。渡人は体調不良のため農地を手放したく、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号291番、千畑地区の田2筆、2,234㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんと〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。申請番号292番、千畑地区の田2筆、2,304㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号293番、千畑地区の田1筆、1,982㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号294番、千畑地区の田2筆、9,541㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんと〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したいことと、合作地解消のため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号295番、千畑地区の田1筆、2,070㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号296番、千畑地区の田1筆、626㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、隣地の所有者へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号297番、千畑地区の田1筆、232㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。合作地を解消するため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、隣地の所有者へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号298番、仙南地区の田2筆、7,668㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号299番、仙南地区の田2筆、5,021㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんと〇〇〇さんです。合作地の解消のため、これまでも耕作していた受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号300番、仙南地区の田3筆、26,211㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。渡人は高齢であり、近い将来県外の娘さんのところで住む予定があるため農地を手放したく、農地中間管理事業の契約期

間満了に伴い、近隣で耕作している受人へそれぞれ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号301番、仙南地区の田4筆、畑1筆、計4, 908㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から遠く、耕作不便になっていたことから、近隣を耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。申請番号302番、仙南地区の田2筆、3, 473㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。当該地は渡人の自宅から遠く、耕作不便になっていたことから、近隣を耕作している親戚の受人へ売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号303番、仙南地区の田17筆、30, 583㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は〇〇〇さんです。渡人は今後も自ら耕作しないため、農地中間管理事業の契約期間満了に伴い売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号304番、仙南地区の田5筆、1, 794㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、県外在住のため農地を手放したく、売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

以下3件は、2月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。

渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は3月31日です。

申請番号305番、千畑地区の田1筆、9, 001㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は、総額〇〇〇円です。

申請番号306番、千畑地区の畑2筆、9, 537㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は、総額〇〇〇円です。

申請番号307番、仙南地区の田1筆、6, 312㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は、10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

以下3件の受人は〇〇〇さんで、期間は10年間です。

申請番号308番、千畑地区の田6筆、11, 776㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号309番、千畑地区の田18筆、21, 653. 81㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号310番、千畑地区の田6筆、3, 703. 46㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号311番、仙南地区の田3筆、4, 920㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

以下10件の渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。

両者は親子です。経営移譲による権利移転となります。

申請番号312番、六郷地区の田5筆、9, 196㎡、所有者は〇〇〇さん

です。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号313番、六郷地区の田17筆、37,126㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。
 申請番号314番、六郷地区の田4筆、10,384㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号315番、六郷地区の田4筆、20,323㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号316番、六郷地区の田1筆、1,143㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号317番、六郷地区の田7筆、13,310㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号318番、六郷地区の田14筆、14,315㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号319番、六郷地区の田6筆、7,085㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号320番、六郷地区の田1筆、664㎡、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。
 申請番号321番、六郷地区の田18筆、畑1筆、計36,883㎡、所有者は〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。
 申請番号322番、仙南地区の田3筆、13,020㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。両者は親子で、経営移譲に伴う権利移転です。
 申請番号289番から申請番号322番までの33件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第6号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それではこれより審議を行います。
 申請番号289番から申請番号322番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号289番から申請番号310番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。
 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号289番から申請番号310番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号289番から申請番号310番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号311番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後1時52分

- 議 長 それでは、申請番号311番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号311番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号311番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時53分

- 議 長 次に、申請番号312番から申請番号322番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号312番から申請番号322番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号312番から申請番号322番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第6号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第7号引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてを上程し議題とします。議案第7号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第7号について、議案書をもとに朗読、説明 】
贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている方は、3年ごとに農業経営を行っている旨の証明を、それぞれ大曲税務署、秋田総合県税事務所に提出することになっております。贈与税の納税猶予の適用を受ける方は、29ページの6名、不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける方は、30ページのとおり9名で、それぞれの方から証明願の申し出がありました。備考にあります「特定貸付」の対象についてですが、令和4年5月からは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、機構に貸し付けた場合に改正されております。この場合は、農業経営は廃止していないものとして、税の猶予の適用が引き続き認められることとなっております。それぞれ確定申告書の写しを添付していただき、農業を継続していることを確認しております。よって納税猶予、徴収猶予の要件は満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第7号について事務局より説明が終わりました。
- 議 長 議案第7号についてですが、本人案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後1時56分

- 議 長 議案第7号につきまして質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 それでは、議案第7号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時57分

- 議 長 次に、日程第5、議案第8号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。議案第8号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第8号について、議案書をもとに朗読、説明 】
美郷町の地域計画は、昨年3月に策定いたしました。この地域計画は、年に1回以上ブラッシュアップをしていくことになっております。
転用に関するものは、事前変更、農業を担う者の追加、新たに農業用施設用地となった土地の位置づけ、法人化、相続により生じた軽微な変更は、事後の変更を可能としております。
この国のマニュアルに基づきまして、農振除外・転用許可案件は、今年度2回の事前協議をしていただき、意見聴取を経て、事前変更をしてまいりました。
今回は、事後の変更ということで令和7年度の権利設定、権利移転、新規就農の実績に基づく、「農業を担う者」の追加、変更及び農業振興地域整備計画における用途変更により、農業用施設用地となった土地を新たに位置づけております。
地域計画に追加、変更した主な内容につきましては1ページの一覧表のとおりで、この追加、変更に伴いまして、目標地図も修正しております。
集約・集積等、地域計画の達成には問題ないと判断しております。以上です。
- 議 長 議案第8号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
議案第8号について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。 午後2時00分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後2時06分

- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第8号についての意見の答申ですが、

原案のとおり妥当と意見決定してもよろしいでしょうか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第8号については、妥当との意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和8年第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後2時07分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和8年3月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 竜 孝

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助